

・予算が成立していないため、修正の可能性がありますので御了承願います。

市切：3/27(金)

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

令和8年度園芸やまがた産地発展サポート事業

<概要版> (通常分)

稼げる園芸農業の追及に向け、生産者の所得向上と園芸産地をリードする競争力の高い経営体の育成を実現するため、第5次農林水産業元気創造戦略の基本戦略の取組方針に基づくプロジェクトと一体的に推進する園芸品目の産地づくりに取り組む事業実施主体に対し支援します。

1 事業実施主体

- 農業者団体 (3戸以上の農業者で組織する団体)
- 農業法人
- 農協等
- 農業者 (販売農家) さくらんぼ省力仕立て設備整備

2 事業の対象品目

- 第5次農林水産業元気創造戦略の各プロジェクトに位置づけられた品目
- 市町村の振興品目であって、農林水産部長が別に定める品目

3 補助の要件

- 市町村が嵩上げて補助金を交付すること。
- 成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。
- 農業用ハウスの設置 (農業用ハウス資材の導入を含む。) にあっては、農業共済等に加入すること。
- 農業機械等にあっては、動産総合保険等の保険 (盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。) に加入すること。
- 事業種目欄に掲げる事業に係る経費の相互間における経費の流用禁止。

4 支援の内容

パイプハウス
優先採択

- (1) 収益性向上対策事業「新産地育成のための機械・資材の導入」
産地生産基盤パワーアップ事業 (基金事業・収益性向上対策) の対象とならない地域又は産地パワーアップ計画を作成することができない取組みにおける機械・資材の導入を支援 ※【新】さくらんぼ雨よけハウス新設対象(資材費のみ)

- 優先採択 (2) 収益性向上対策事業「農業栽培用ハウス新設整備」
共同利用ハウスや農地所有適格法人等が所有するハウス、農協等が農業者にリースするハウスの整備を支援

- (3) 収益性向上対策事業「土地基盤整備等」
小規模な (総事業費税込 200 万円未満) 土地基盤整備及び一体的に行う苗木の導入を支援

優先採択 (4) 収益性向上対策事業「スマート農業技術活用」

農作業の省力化や生産性向上につながるスマート農業技術の活用を支援

内容	取扱い
環境モニタリング機器 (10万円以上/台) ※通信費は対象外	・取組主体3人以上 ・環境モニタリング機器は、1人あたり1台以上導入または所有
環境制御機器 (10万円以上/台)	・環境制御機器の導入は、環境モニタリング機器を導入または所有している場合に限る
自動灌水装置、自動換気装置、ミスト噴霧装置、二酸化炭素施用装置、ヒートポンプ・暖房機等ハウス内気温制御装置等	
【新】草刈ロボット 自動運搬ロボット 防除ロボット	・補助金の額の上限 300万円/台

(5) 収益性向上対策事業「気候変動対応設備等整備」

大雨、大雪、強風、高温などによる気象災害等の減災を目的とした、井戸掘削や多目的防災網、小型気象観測装置の導入などを支援（さくらんぼ高温対策を除く※別事業「さくらんぼ温暖化対応技術導入推進事業」の対象となるため）

＜井戸掘削＞

■深さ100mまでの掘削、または、さく井工経費（ポンプ設置や電気工事費等の費用は含まない）が390万円（税込）までの掘削のいずれか深い方の経費を対象とする。

(6) 省力化推進事業

優先採択 さくらんぼの省力仕立て施設及び一体的に行う雨よけ施設の整備を支援

(7) 労働環境設備整備事業

被雇用者の労働環境改善のための設備（トイレ、作業場へのエアコン等）の導入を支援

5 成果目標

(1) 収益性向上対策事業「新産地育成のための機械・資材の導入」

- 生産コストを10%以上削減すること。
- 販売額又は所得額を10%以上増加すること。
- 契約栽培の割合を、10%以上増加し、かつ、50%以上の契約割合とすること。

(2) 収益性向上対策事業「農業栽培用ハウス新設整備」

- (1)に同じ。

(3) 収益性向上対策事業「土地基盤整備等」

- (1)に同じ。

(4) 収益性向上対策事業「スマート農業技術活用」

- (1)に同じ。

(5) 収益性向上対策事業「気候変動対応設備等整備」

- 販売額又は所得額の増加、かつ「自然災害等のリスクに備える取組計画」の作成。

(6) 省力化推進事業

- (1) に同じ。

(7) 労働環境設備整備事業

- 販売額又は所得額の増加、かつ新たな雇用を創出すること。

6 補助金の額

- 補助率 対象経費の3分の1以内又は市町村が交付する補助金の額の3分の2以内のいずれか低い額 → 県1/3+市1/6 = 補助率1/2
- 上限額 収益性向上対策事業：3,000万円 (4,500万円)
(草刈ロボット、自動運搬ロボット及び防除ロボット：300万円)
省力化推進事業：1,000万円 (1,500万円) (450万円)
労働環境設備整備事業：150万円 (225万円)